

社会保険労務士が、無料でお手伝いします



一般事業主行動計画の策定に向けた

おアドバイザー派遣

企業は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。令和7年4月1日からは、従業員数101人以上の企業は育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けとなるなど、企業には、従業員の育児休業取得等に向けたさらなる取組みが求められています。

現在、従業員が100人以下の企業ではこの行動計画の策定は努力義務となっていますが、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録に当たっては、令和7年度から、この行動計画の策定および労働局への届け出が登録の必須条件となりました。

岐阜県では、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録を目指すワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある企業に対し、 仕事と家庭の両立支援を専門とした社会保険労務士を派遣し、この行動計画の策定を支援します。

支援期間

令和8年 2月20日(金)まで

対 象

一般事業主行動計画の策定と

「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録を希望する、

従業員100人以下の県内事業所

定員

先着50社 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

支援回数

1事業所あたり2回(オンライン1回、訪問1回)

支援内容

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定

アドバイザー

社会保険労務士



「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に 登録すると、こんな メリット があります!

ワーク・ライフ・バランスの取組を 進めることにより期待できるメリットとは?

1 企業のイメージアップ

2 優秀な人材の確保・定着

3 従業員の意識向上

4 業務の効率化

登録証を発行します!



「岐阜県ワーク・ライフ・バラ ンス推進企業シンボルマー ク」を使用してPRできます。



県の中小企業資金融資制度の『SDGs 推進資金』の利用対象企業となります。

県内の金融機関で「金利優遇」が受けられます。

県建設工事の入札参加資格における主観点数が加点されます。













申込・実施の流れ

STEP-1

派遣申込

FAX、メール、応募フォームにてお申込ください。



オンライン打合せ

本派遣事業内容を説明、及び一般事業主行動計画の策定に向けて必要な、 [育児休業等の取得状況][労働時間の状況]確認の依頼や、推進体制の整備準備、 労働者や労働組合等に対する意見聴取等について説明します。





STEP-3

事業所の現状・労働者ニーズの把握

「育児休業等の取得状況」「労働時間の状況」について確認したり、 推進体制の整備準備、労働者や労働組合等に対する意見聴取等を事業所で行っていただきます。

STEP-4

社会保険労務士訪問

STEP-3の結果をもとに、社労士からアドバイス。 目標・行動計画の策定など、具体的な内容を明確にします。 (定量的目標、取組内容、取組の実施時期、計画期間等)





STEP-5

労働局届出•推進企業登録

行動計画を最終決定いただき、労働局の届け出と県に推進企業登録をしていただきます。

※完成した一般事業主行動計画の労働局への提出・公表及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の申請等は、事業主が実施します。公表することにより人材採用、継続就業、評価等様々なメリットがあります。

申込書

先着50社

「無料アドバイザー派遣」運営事務局宛



a 058-263-7659

応募フォームは こちら

ф 23				
中心	令和8年 1		₹ =1	(全)
窓打口 し		/	, ,	\ TUT.

※FAXでお申し込みの場合は	:、下記枠内にご記入の上、A	4のまま送信	言ください。
ツィール 本か中に はれの担合	は みなに「無料ラドバノギ	に生しし	TETTED

※メールでお申し込みの場合は、件名に「無料アドバイザー派遣」とし、下記項目をメール本文に明記の上、送信ください

岐阜労働局へ届け出て、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録します。

ル本文に明記の上、送信ください。	申込 締切日	í
------------------	-----------	---

事業所名	フリガナ		
ご住所	〒 −		
ご担当者名	フリガナ	部署•役職	
メールアドレス			
TEL		FAX	
常時雇用する従業員が100人以下であり、世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、			